

令和3年 第11回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月25日(木) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 2階 会議室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (2件)
議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
議案第50号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和3年第11回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、いません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
7番○○委員、8番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第48号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積1,134㎡

○○、田、面積428㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 5,220㎡

坪単価 600円及び800円 所有権移転
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は○○に在住である。相続で農地を取得した。今後、○○に戻る予定がなく、財産整理を考えていた。譲受人は、譲渡人の○○にあたる方です。農業をされており、今後も耕作をしていきたいと考えていたため、今回の申請に至りました。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

許可後、すぐに利用権設定はできないことは、念のため留意してもらってほしい。

〇〇〇委員

わかりました。

〇議長

その他、質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

土地の表示 〇〇、田、面積 979 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 6,177 m²

坪単価 3,000 円 所有権移転

以上です。

〇議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人は、現在〇〇に住んでいるが、将来的に〇〇へ転居する予定があります。譲受人は、農機具も充実しており、耕作に関して問題ないと思われます。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第49号農地法第4第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、畑、面積 226 m²

申請人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請人は、高齢で○○在住です。申請地近くに、元々申請人の住居がありましたが、夫の他界等もあり、住居は取り壊しました。申請地は、しばらく申請人が農作業をされていました。最近では、耕作が難しくなり耕作者を探したが見つからず、駐車場としてなら需要がありました。よって保全管理が困難にもなったことから、今回の申請に至りました。排水も問題なく、近隣に悪影響はないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○○○委員

地図では進入路が分かりにくいですが、進入路は十分確保されていますか。

〇〇〇委員

地図に記載されている住居は既に取り壊されており、現在は十分な幅の進入路が整備されています。

〇〇〇委員

わかりました。

〇議長

その他、質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして 議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

〇事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 1年

利用権の設定を行う件数 3件

利用権を設定する面積 9,235 m²

利用権を設定する作物 水稻

利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 13,700 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 1年6か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,031 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 5,000 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 2年
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 3,204 m²
利用権を設定する作物 花き
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 120,000 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年
利用権の設定を行う件数 26件
利用権を設定する面積 53,735 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,400 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年6か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 2,145 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 5,500 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 8件
利用権を設定する面積 17,527 m²
利用権を設定する作物 水稻等
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 7,100 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年6か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 4,970 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 4,000 円

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 6か月
利用権の設定を行う件数 7件
利用権を設定する面積 14,759 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2年
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 2,296 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2年6か月
利用権の設定を行う件数 24件
利用権を設定する面積 45,015 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 11,456 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年6か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 2,398 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 4,934 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年6か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,082 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 9年6か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,481 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,706 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借
利用権設定の期間 3年
貸手 3名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 4,762 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借
利用権設定の期間 5年
貸手 7名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 13,470 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃貸借
利用権設定の期間 5年
貸手 1名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 3,263 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 11,326円及び11,515円

設定する利用権の種類 使用貸借
利用権設定の期間 3年
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
借手 2名
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 4,762 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借
利用権設定の期間 5年
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
借手 3名
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 13,470 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃貸借
利用権設定の期間 5年
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
借手 1名
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 3,263 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 11,326円及び11,515円
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

農地中間管理機構の案件は、農業委員会総会の意見を聞く必要はあるのですか。

〇事務局

2者契約である他の利用権設定と同様で、農地中間管理機構を通す案件も総会の意見をお伺いする必要があります。

〇〇〇委員

わかりました。

〇議長

その他、質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。議案第50号について、意義なしの方、挙手をお願いします

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

〇事務局

次回の総会日程を読み上げ。

〇議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。